平成２６年（フ）第１３７号
北海道苫小牧市日吉町４丁目３番６号　サクセス三条Ａ101号
債務者　長山　千春
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２号
北海道苫小牧市本幸町２丁目３番17―701号
債務者　平野　好子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３０号
新潟市西区五十嵐２の町8473番地56　コーポ旭Ｄ号
債務者　竹内　千絵
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
新潟県五泉市村松甲1645番地
債務者　大橋　明美
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４号
新潟市西区内野山手１丁目５番16号　ハイツ・アルコーブ207号
債務者　神保　美保（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
滋賀県彦根市川瀬馬場町914番地21
債務者　土屋　奈々
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１７号
滋賀県彦根市東沼波町1098番地３　103号
債務者　堀井　桃子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１８号
滋賀県東近江市八日市町５番17号　カネイマンション３号室
債務者　ビューティスタジオプラスペリティこと　北邑　明子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第６号
滋賀県米原市高番489番地
債務者　遠藤　孝子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第７１９号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番167―508号
債務者　北山　宏明
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２号
兵庫県三田市小野1227番地38
債務者　友久　　強
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６号
兵庫県川西市芋生本作168　藤岡俊典方、住民票上の住所高知県安芸郡田野町2651番地
債務者　小林　　司
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
兵庫県宝塚市野上３丁目11番28号
債務者　中畑　光生
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
兵庫県宝塚市売布東の町３番１―107号
債務者　魚勝こと　畑　　憲治
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
兵庫県宝塚市売布東の町３番１―107号
債務者　畑　　弘美
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
鳥取県日野郡江府町大字久連495番地１、前住所鳥取県日野郡江府町大字武庫396番地２
債務者　飯田ネニータサントスこと　ＩＩＤＡ　ＮＥＮＩＴＡ　ＳＡＮＴＯＳ
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第９号
愛媛県新居浜市桜木町13番16号
債務者　藤田　愛子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
松山地方裁判所西条支部

第明治三十五種郵便物認可